

市歌斉唱の市民参加について

1 趣旨

定例会開会日に行っている市歌の斉唱を市民とともに斉唱することで、市民の市議会及び市政への関心を高める。

2 実施の時期

平成29年6月定例会から

(ただし、令和2年6月定例会以降中止)

3 実施方法

参加対象者(団体)は10名程度とし、斉唱の場所は演壇前とする。

(これまでの実績は、1団体当たり8名～25名が演壇前で斉唱)

4 対象者(団体)の選考方法(平成30年12月27日決定事項)

(1) 市歌斉唱の対象者(団体)は、会派(所属議員5人以上)から推薦のあった者とする。

(2) 斉唱する順番は、原則として大会派順とし、定例会ごとに対象者を議会運営委員会で確認する。

(3) 対象者が定例会招集日の日程等により、スケジュール等の都合が合わなかった場合は、他会派が推薦する者とスケジュール調整を行うなど、柔軟に対応する。

(4) 過去の対象者と同一の者を推薦することは妨げない。